

議案第109号

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

静岡市農業集落排水処理施設条例（平成15年静岡市条例第205号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第15条関係）

区分		単位	使用料
一般世帯	基本額	1世帯につき	1,650円
	人数割額	1人につき	385円
事業所等	基本額	1事業所等につき	8,250円
	人数割額	換算人員1人につき	385円
集会施設の管理者等		1施設につき	3,300円

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。